

令和5年度 一般会計歳出 15 款 8 項 2 目 13 節

工事完了年月日

期 間

令和5年1月31日 提出

令和10年8月31日 まで

設 計 書

件 名 菊 名 小 学 校 仮 設 校 舎 賃 貸 借

設 置 場 所 横 浜 市 港 北 区 菊 名 五 丁 目 1 8 番 1 号

概 要

- ・ 仮設校舎等の設置工事
- ・ 仮設校舎等の賃貸借
- ・ 仮設校舎等の解体工事 等

理 由

菊名小学校建替えにおいて、令和6年度以降に予定している既存校舎解体工事に先立ち、工事中も学校運営を継続させるために仮設校舎の賃貸借契約を行います。

直接工事費 科目別内訳書				
名称	数量	単位	金額	備考
I. 設計・監理費	1	式		
II. 仮設校舎設置解体工事	1	式		
III. 諸経費	1	式		
IV. 貸借借料	1	式		
計				
消費税相当額				10%
総 計				

直接工事費 科目別内訳書				
名称	数量	単位	金額	備考
I. 設計・監理費 設計費（仮設許可、計画通知、手続含む） 工事監理費	1	式		
計				
II. 仮設校舎設置解体費 仮設校舎設置解体費 共通仮設費	1	式		
計				
III. 諸経費 諸経費（現場管理費、一般管理費、公租公課含む）	1	式		
計				
IV. 貸貸借料 貸貸借料	1	式		
計				
合 計				

直接工事費 科目別内訳書				
Ⅱ. 仮設校舎設置解体費				
名称	数量	単位	金額	備考
Ⅱ 仮設校舎設置解体費				
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
給排水設備工事	1	式		
空調設備工事	1	式		
厨房設備工事	1	式		
昇降機設備工事	1	式		
解体工事	1	式		
共通仮設費	1	式		
合 計				

菊名小学校仮設校舎賃貸借仕様書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

第1章 総 則

1-1 賃貸借内容及び賃貸借期間

仮設校舎(渡り廊下含む)の設計施工(法的手続きを含む)、仮設校舎工事中の工事監理(工事監理特記仕様書参照)、仮設校舎(渡り廊下含む)の賃貸借業務、及び仮設校舎解体工事賃貸借期間 令和6年8月17日から令和10年8月31日まで(解体工事は除く)

※渡り廊下は令和8年12月まで

1-2 工事概要書

設置場所	神奈川県横浜市港北区菊名五丁目18番1号
主要用途	校舎(仮設校舎)
工事延床面積	約6000㎡程度
構造・規模	仮設校舎：軽量鉄骨造・3階建て 渡り廊下：軽量鉄骨造・平屋建て(幅員2m以上)
用途地域	第一種低層住居専用地域
防火地域	準防火地域
その他の地域	第1種高度地区、緑化地域、宅地造成工事規制区域、 埋蔵文化財包蔵地(調査済み)
その他の制限	都市計画道路 1・4・6 高速横浜環状北線(8t/㎡以下荷重制限あり)

1-3 契約条件

設置工期	契約締結後 令和6年8月16日まで
賃貸借期間	令和6年8月17日から令和10年8月31日まで
解体工事完了期限	令和10年12月28日まで

*使用期間の短縮又は延長については、別途協議とする。

*使用期間終了後は、速やかに手続を行い、解体及び粗整地を行うこと。また、解体及び粗整地にかかる費用は本契約に含む。

1-4 適用範囲

当該工事にあたっては、本仕様書及び図面、特記仕様書に記載してある事項による。それらに記載されていない事項については、原則として受注金額の範囲内で市と協議し決定するものとする。

1-5 作成図書

設計にあたっては、関係法令を遵守すること。契約締結後、速やかに本仕様書及び特記仕様書、図面に基づき、詳細設計及び計画通知、仮設建築物の許可等の申請資料等の作成を行い、事前相談・許認可申請等の手続を受注者の責で完成させること。

受注者が作成する一般的な設計図(以下、設計図という。)は、仮設計画図、建築図、電気設備図、衛生・空調設備図、その他設備施工図、諸官庁提出図面(構造図、構造計画書、計画通知)、その他必要図面とする。

なお、平面図の各諸室は必ず設け、面積は平面図の面積と同程度とする。備品リスト、設備諸元表の記載の仕様と同程度のものとする。

1-6 使用材料等

原則として工事に使用する材料は、特記仕様書に定める品質及び性能を有する製品とする。なお、アスベスト含有建材の使用は禁止する。

1-7 施工前協議

施工前に、設計図書を市に提出し、市（市の監督員及び委託監督員）と協議を行うこと。

1-8 施工体制等

工事に際しては、関連法令等を遵守した上で施工管理体制を確立し、仮設計画、工事工程等について協議を行い、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。また、工事車両の搬入は、事前に近隣住民に周知し、トラブルのないよう努め、周辺住民等への工事説明会開催時には必要な書類を作成し同席すること。

基礎工事においては、杭は極力使用しないものとし、地盤改良等に対応すること。

1-9 疑義

工事内容に疑義が生じたときには、市と協議を行い決定すること。

1-10 安全対策

工事施工中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要領」に従い、工事の施工に伴う災害の防止に努めなければならない。また、工事に際しては、児童及び近隣住民の安全を確保すること。

第2章 施工計画

2-1 一般共通事項

- | | | |
|----------------|---------------------------------------|---|
| (1) 事前現場調査 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
| (2) 官公庁その他への届出 | <input type="checkbox"/> 市 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |

2-2 仮設工事

- | | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| (1) 現場事務所 | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| (2) 工事用仮設トイレ | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| (3) 工事用水 | <input type="checkbox"/> 支給 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担 |
| (4) 工事用電力 | <input type="checkbox"/> 支給 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担 |
| (5) 仮囲い | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 任意（受注者が安全を確保） |
| (6) 交通整理員 | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 任意（受注者が安全を確保） |

2-3 土工事

- (1) GLは事前に高低差測量を行い協議の上決定する。
- (2) 建設発生土を含む発生材が生じた場合は、横浜市と協議の上、法に則って適切に処分すること。
- (3) 再生砕石の使用 可 不可
- (4) 地質調査資料の有無 有(参考) 無

受注者負担において平板載荷試験等を実施し、構造耐力上必要な地耐力の確認及び不同沈下がおきない旨等の検討を行うこと。また、地盤改良等が必要な場合は別途横浜市と協議を行うこと。

2-4 本体工事

- (1) コンクリート強度は設計強度21N以上とする。
- (2) 床の積載荷重 建築基準法による 市構造基準による
- (3) 鉄骨の規格 自社規定による ISO9001認定工場のもの
又はJIS規格適合品
- (4) 鉄骨錆止め塗装 建築工事標準仕様書を適用 自社規定による

2-5 仕上工事

- (1) 外部仕上材仕様 自社規定による 別表による
- (2) 内部仕上材仕様 自社規定による 別表による

2-6 その他

- (1) 地上障害物の処理 指定場所に移設 指定場所へ処分
(遊具・倉庫等) 受注者の責任において処分 別途協議
- (2) 地中障害物の処理 指定場所に移設 指定場所へ処分
(散水設備等) 受注者の責任において処分 別途協議
- (3) セキュリティシステム 別途加入 非加入
※引渡し後横浜市負担において加入予定
- (4) 清掃契約 有 無
- (5) 試験、製品検査 要 (公共建築工事標準仕様書に準拠) 自社規定による
- (6) ガス 要 不要
- (7) ケーブルテレビ 別途加入 非加入
- (8) プロバイダー (インターネット) 別途加入 非加入
- (9) 避難器具 (滑り台) 要 (点検含む) 別途
- (10) 消防用設備 要 別途
- (11) 昇降機 要 別途
- (12) 受水槽 要 不要

第3章 設備

- 3-1 給水、排水、ガス、空調、電気、電話、昇降機等
- 3-2 衛生器具等は事前に市と協議のうえ施工すること。
- 3-3 照明器具、コンセント位置及び弱電機器等は事前に市と協議のうえ施工すること

第4章 雑部

- 4-1 仕上ユニット等は、別表及び参考図面を参照し製作図等を作成の上、納入・設置を行うこと。
- 4-2 案内板・室内板については、名称を確認のうえ製作すること。

第5章 引渡検査

- 5-1 受注者は工事が完了したときは、必要な許認可手続を経たうえで、その旨を市に通知しなければならない。
- 5-2 市は完了の通知を受けたときは、すみやかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。
- 5-3 検査に合格したときは、市はすみやかに引渡しを受けるものとする。
- 5-4 受注者は引渡し前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うものとする。
- 5-5 引き渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、引渡し品 (貸与品)、目録、諸官庁届出書、その他必要書類を市に提出する。
- 5-6 引渡検査合格後、賃貸借開始前には学校関係者を対象とした取扱説明会を開催すること。

第6章 維持管理

受注者は、賃貸期間中、必要な修繕義務を負い、保守点検を行うものとする。市は物件を注意して維

持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については次のとおりとし、その以外の事項については、その都度協議により決定する。

- | | | |
|-------------|---------------------------------------|---|
| (1) 公租公課 | <input type="checkbox"/> 市 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |
| (2) 火災保険 | <input type="checkbox"/> 市 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |
| (3) 法定点検 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (4) 各種消耗品 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (5) 電気料金 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (6) ガス料金 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (7) 上下水道使用料 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (8) 清掃 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (9) セキュリティ | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (10) 通信費 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (11) 保守点検 | <input type="checkbox"/> 市 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |

第7章 工事上の疑義

工事内容に疑義が生じたときは市と協議を行い決定すること。

菊名小学校仮設校舎賃貸借特記仕様書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

1 建物概要

(1) 名称

菊名小学校仮設校舎

(2) 設置場所

神奈川県横浜市港北区菊名五丁目18番1号

(3) 構造規模等

仮設校舎（給食室以外）：軽量鉄骨構造 3階建て

仮設校舎（給食室）：軽量鉄骨構造 平屋建て

渡り廊下：軽量鉄骨造 平屋建て

(4) 敷地面積

16,471.70㎡

(5) 建築面積

仮設校舎：約1,880㎡

仮設校舎（給食室）：約272㎡

(6) 延床面積

仮設校舎：約5,640㎡

仮設校舎（給食室）：約272㎡

2 一般共通事項

本工事は、この仕様書による他は原則「公共建築工事標準仕様書 建築工事編（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築工事標準仕様書 機械設備編（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築工事標準仕様書 電気設備編（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によることとする。

3 建築工事

(1) 直接仮設工事

建築に係るやり方、墨出し・現寸型板、外部足場、安全手摺、防災養生シート、養生、清掃後片付け一式とする。

(2) 土工事

基礎工事等に係る既存舗装の解体、根切り、埋め戻し、残土処分、砕石地業一式とする。なお、残土が生じる場合は、横浜市と協議の上、法に則って適切に処分すること、アスファルトはリサイクル処分を行うこと。

(3) コンクリート工事

基礎工事等に係るコンクリートの材料及び打設手間及び運搬費一式とする。

(4) 型枠工事

基礎工事等のコンクリート設置に係る型枠損料及び運搬費一式とする。

(5) 鉄筋工事

基礎工事等に使用する材料、加工手間、運搬費一式とする。使用するコンクリート用棒 D10～D16 については、SD295A、D19 以上は SD345 とする。

(6) 鉄骨工事

鉄骨建物本体等に使用する鉄骨等の材料、工場加工費、運搬費、鉄骨建て方費、建て方に使用

する重機の損料、錆び止め塗装費等一式とする。なお、鉄骨断面等は構造計算により安全を確かめるものとする。

(7) 木工事

建具廻りの枠等一式

(8) 金属工事

壁下地軽鉄、天井下地軽鉄、天井点検口及び切り込み補強一式とする。

(9) 左官工事

スラブのコンクリートの直押さえ、雑部のモルタル塗り等一式とする。

(10) 外部建具工事

外部に面する建具とその金物一式とする。原則、建具はアルミ製とする。また、北側（既存校舎側）は二重とし防音サッシとする。さらに、外部に面する建具には、備品リストの通り暗幕及びカーテンを設置すること。（マスターキー非対応）

(11) 内部建具工事

内部に面する建具とその金物一式とする。原則、建具はアルミ製とする。なお、主要諸室の出入口については鍵付きとしマスターキーを用意する。

(12) ガラス工事

建具に使用するガラス、ガラスシーリング及びガラスクリーニング一式とする。原則強化透明4mmとし、一部協議により型板ガラスとする

(13) 塗装工事

別表等による塗装一式とする。

(14) 内装工事

別表等による床、壁、天井、巾木、廻り縁材等一式とする。

(15) 仕上げ・ユニット工事

整備項目は備品リストの通りとし、必要に応じて転倒防止措置を施すこと。各備品リストの仕様（寸法、材質、機能）は「横浜市小・中学校標準図 G95 型 12 改(H29 改訂版)」を参照の上、市と協議し決定すること。

(16) 仮設給食室新設工事

ア 仮設給食室を建設する。（仕様は別紙図面による）

イ 既存給食室内厨房機器の移設（一部新設）を行う。

（電気、給排水衛生、空調換気設備一式含む）

(17) その他

解体時については、現況復旧、整地は粗整地とする。

本建物で使用する材料は原則規制対象外又はF☆☆☆☆とするとともにアスベスト非含有とする。

建具には原則として指挟み防止の措置を行うこと。

横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう整備すること。

施工完了後、「横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル」に従いVOC測定の行い報告書を提出すること。

構造計算(保有水平耐力計算)における重要度係数は1.0とする。

4 電気設備工事

電気設備工事の実施設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 平成 30 年版）※契約時において最新版とする」（以下「設計基準」という。）に準拠し、次の設備を施設すること。

なお、原則として電線、ケーブル類は一般ケーブルとし、露出する配線は電線管等により保護するものとする。

(1) 電力引込設備

- ・仮設校舎の電気は新規で引込むこと。
- ・高圧引込みについては、波及事故防止装置付き区分開閉器を設置すること。

(2) 受変電設備

- ・受変電設備は仮設用屋外キュービクル式とすること（消防認定品、ただし消防との事前協議により承諾を受ければ消防認定同等品でもよい）。
- ・受変電基礎を耐震震度 1.0G 以上とすること。
- ・設置場所は市担当者と協議の上で設置すること。
- ・キュービクル式屋外受変電設備はネットフェンス H1800 以上で関係法令に従うかたちで囲うこと。
- ・トランスの騒音、振動に配慮すること。

(3) 幹線設備

- ・新規キュービクルより電力等の供給を受け、以降仮設校舎の電灯、動力までの配管・配線及び機器取付け一式とする。
- ・幹線は人が触れないよう敷設すること。
- ・電灯分電盤のうち消防設備用電源、機械警備用電源等の特定遮断器は配線用遮断器で施設できるものとする。
- ・漏電火災警報器は、消防関係法令に基づき設置対象となった場合のみ施設すること。

(4) 動力設備・電灯・コンセント設備

(動力)

- ・各階空調、衛生、消火機器等への電力供給のため、動力盤を設置し、二次側配線工事を行うこと。
- ・各機器の警報盤を職員室に設置し、警報範囲図を用意すること。

(電灯・コンセント)

- ・各階に分電盤を設けること。
- ・屋外、水周りに設置するコンセント回路用分岐開閉器は ELB とすること。
- ・設備諸元表により必要諸室にコンセントを設けること。また、位置に関しては市担当者と協議の上決定する。
- ・屋外、水周りに設置するコンセントは防水仕様とすること。
- ・コンセントは口数を満たすと共に、調査の上容量を満たすこと。
- ・照明器具の設置箇所は、建物内、玄関廻り及び屋外動線付近の外壁とし、屋外動線の照度が外壁灯では不十分な場合、別途外灯又は投光器を設置して夜間の照度を確保すること。また、スイッチ類は各室、昇降口、廊下等適切な箇所設置すること。
- ・請負者は、接地抵抗・絶縁抵抗・照度測定、作動試験等の必要な各種試験測定を行い、報告書にまとめて提出すること。

- ・照度基準については、J I S 基準及び設計基準に準拠するものとするが、概ねの設計照度は次のとおりとする。

ア 教室 : 500lx 以上

イ 玄関、廊下、トイレ等 : 100lx 以上

- ・照明器具については、原則として Hf 型蛍光灯定格出力型または LED とする。また、日常の教育に支障がないよう必要な台数を設置すること。

(5) 電話設備

- ・電話回線の新規引込みは市にて発注、契約を行い、引込みからの配線ルートの確保と、MDF から各使用諸室までの配管・配線を行う。
- ・職員室及び各必要諸室に電話機を設置する。(設備諸元表による)
- ・電話交換機及び各機器はリースとし、配管・配線及び機器調整を行うこと。
- ・必要に応じて関係機関と協議を行うこと。

(6) テレビ共聴設備

- ・屋上に UHF アンテナを設置すること。
- ・諸元表を参考とし、該当箇所に端子を設置し、テレビ視聴を可能とすること。
- ・放送室からの映像がテレビ設置室にて視聴可能とすること。

(7) 情報通信用配管・配線設備

- ・情報通信の新規引込みは市にて契約、発注とし、引込から仮設校舎までの配管、配線ルートの確保を行う。
- ・職員室内まで光ケーブル用配管・配線を行うこと。
- ・工事は市担当者及びその指定業者と十分に協議を行うこと。
- ・今回の仮設校舎建設に伴い、必要となる居室の LAN 設備として、インターネット環境へ接続できる設備(配線、HUB 等)一式を施設すること。

(8) 誘導灯設備

防災設備として次の設備一式を法令に基づき施設すること。

ア 自動火災報知設備

消防関係法令に基づく自動火災報知設備を設置すること。

イ 非常警報設備

消防関係法令に基づく非常警報器具を設ける義務が生じた場合については、法令に基づき非常警報設備を設置すること。

ウ 非常用照明設備

非常用照明設備は、建築基準法関係法令で定められた設置義務のある部分に施設すること。

エ 避難器具

法令上必要な避難器具を設置すること。

(9) 放送設備

- ・放送室に調整台、アンプ、モニター等放送設備、機材を新設し、配線、設定及び調整を行うこと。
- ・必要に応じて、既存職員室より仮設校舎職員室へ放送機器を移設、設定、調整を行う。
- ・設備諸元表を参考に必要諸室にスピーカー設置し、配線・配管を行う。

(10) インターホン設備

- ・外部インターホンは学校用、キッズ用、給食用で設ける。

- ・学校用は南門に設置し、親機は職員室に設置する。
- ・キッズ用の位置、仕様は施設管理者及び市担当者と協議の上決定する。
- ・内部インターホンは職員室に親機を設置し、仮設校舎内の各部屋（倉庫及び教材教具室を除く）に子機を設置する。
- ・給食室は外部出入り口前に子機、調理室及び休憩室間に親機を設置する。

(11) 機械警備設備

機械警備設備配線用の空配管もしくはケーブルラック設置を行う。または、天井内ではなく、露出配線で天井ボードもしくは壁に固定するものとする。

(12) 電気錠設備工事

電気錠、制御盤及び配線の設置工事一式

(13) 防犯カメラ移設工事

既存の防犯カメラ移設、モニター及び配線の移設一式工事

(14) その他

その他関係法令等で設置義務が生じる設備については、本工事において施設すること。

5 昇降機設備工事

- ・乗用 11 人乗り中央開き 45m/min(機械室レス)とする。
- ・かご寸法、出入口幅、操作設備、内部仕様は横浜市福祉のまちづくり条例に準ずる。
- ・管制装置は地震、火災、停電とする。
- ・扉は防犯窓ありとする。
- ・付加仕様として、光学センサー、キックプレート、パーキングスイッチ、リスタート、非常用スピーカー、換気扇を設置する。
- ・耐震クラス A14 とすること。
- ・施工時の法規・基準に適合した仕様とすること。

6 衛生設備工事

(1) 給水・給湯設備

- ・仮設校舎に支障となる給水管を撤去、切り回しを行うこと。
- ・水道メーター設置は本工事とすること。
- ・ガス給湯形式により、各必要諸室への給湯設備及び配管を行うこと。
- ・給水配管は HIVP 管、給湯管は HT 管とし、原則保温を設置する。
- ・水道管は水道直結方式とする。
- ・手続に要する費用および申請事務費、水道加入金は本工事に含むものとする。
- ・給水設備の工事は横浜市水道局と協議の上、横浜市水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「指定給水装置工事事業者」が行うものとする。

(2) 排水・通気設備

- ・汚水排水は、既存汚水桝に接続する。ただし、現地調査の上、既存排水管及び公設桝が利用不可の場合、必要に応じて新設する。
- ・契約終了時には、原状に復旧すること。
- ・下水道本管との接続は、自然流下を原則とするが、構造的に不可能な場合は、中継用汚水槽を設けポンプによる排水も可とする。

- ・原則、配管種はVP管とすること。
 - ・汚水・排水管の必要な箇所には有効な通気管を設け、3階まで立上げて外部まで開放する。
 - ・汚水・排水設備の工事は、所管土木事務所と協議の上、横浜市下水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「下水道指定工事店」が行うものとする。
 - ・手続に要する費用および申請事務手数料は工事に含むものとする。
- (3) 雨水排水設備
- 豎樋からの雨水を枡で受け、雨水設備（側溝等）に接続する。
- (4) 衛生器具設備
- ・各階、各部必要な箇所に手洗所を設ける。（別図による）
 - ・1階に多目的トイレを設ける。（仕様は横浜市福祉のまちづくり条例による）
 - ・衛生器具の設置数は「衛生器具の適正個数算定法」（空気調和・衛生工学会）に準じた個数とする。
 - ・SKは各手洗所に1箇所以上設置すること。
 - ・大便器、小便器は節水型とすること。
 - ・便器は普通の便座とし、暖房便座、温水洗浄便座は設置しないこととする。
 - ・各手洗所の水栓形状はレバー水栓とする。
 - ・紙巻器は各便器に2箇所設置すること。
 - ・手洗所には洗面器、水石鹸入れを設置すること。
 - ・手洗所前にステンレス製の流し台を設けること。

7 空気調和設備工事等

(1) 空気調和設備

- ・設備諸元表に伴う必要諸室に仮設の空冷ヒートポンプエアコンを設置する。
- ・仕様は新冷媒・天井吊型・インバーター形式とする。
- ・能力は各室で冷房 200[W/m²]以上、暖房 220[W/m²]以上とし、能力上不足となる恐れのある箇所に関しては設備を上げるなど考慮すること。
- ・厨房には3ヶ所以上厨房用の空調を設置すること。
- ・室外機はガード付きとし、外部に設置すること。また、2、3階はブラケット式架台にて固定すること。さらに、児童が直接手を触れることが可能な室外機を設置する場合は防護フェンスを設置すること。
- ・リモコンは教室内入口付近の学校が指定する場所に設置する。
- ・冷媒管の保温厚さは往管 20 mm以上、還管 10 mm以上とする。

(2) 換気設備

- ・設備諸元表に伴い換気扇を設けること。
- ・3階天井裏には夏季の熱射対策として、屋根裏換気を確保すること。
- ・換気扇の外部に雨等の吹込み対策を講じること。
- ・換気量は24H換気に対応したものとする。
- ・厨房外部排気ダクトは上部に立上げ、吹出し口は周辺に配慮すること。
- ・厨房に設ける給気口は衛生に配慮したフィルタを設けること。

8 ガス設備工事

- ・プロパンガス置場を新規で設けること。また、必要に応じてバルク設備を設けること。
- ・別紙設備諸元表において、該当する諸室へ供給すること。
- ・理科室、家庭科室は移設実験台、調理台へのガス設備の接続を行うこと。

9 消火設備

- ・法及び所轄消防署指導に従い、各階に屋内消火栓等を設置すること。
- ・消火水槽を設置すること。
- ・全館に消防法に準じた消火器を設置すること。
- ・消火設備の設置については、所管消防署と十分協議し、必要な手続きを行うこと。

10 厨房設備

(1)一般

- ・既存校舎厨房機器の移設工事・調整を含む。(別紙図面による)ただし、現地再設置が不可能な機器があった場合は、協議とする。
- ・原則、移設した厨房機器等については仮設校舎解体工事時に撤去、処分とする。
- ・汚染、非汚染区域の排水配管経路について汚染区域から非汚染区域を経由しないこととし、衛生環境に配慮すること。
- ・コンセント、手洗器等は厨房仕様とすること。
- ・給食室には直結水道を引くこと。
- ・厨房フードは必要箇所に設置し、ステンレス製とすること。
- ・給食室排気口は周りの環境に配慮し設置すること。
- ・厨房機器の設置については、関係官公庁と十分に協議し、必要な手続きを行うこと。

(2)排水

- ・ステンレス製ノンスリップグレーチング及び柵を調理室、洗浄室、下処理室の機器下及び調理室、洗浄室、下処理室の出入口等必要箇所に設置すること。
- ・給食業務に際し、グレーチング及び柵から水があふれ出すことがないように留意して設置すること。
- ・グレーチングは水があふれ流れ出すことがないように十分な長さを確保すること。
- ・グリーストラップを適切に設け、清掃しやすい位置に設置すること。
- ・グリーストラップ付近に給水給湯設備を設けること。また、蓋は重量を軽くし、車両の通行にも配慮し耐荷重とすること。

11 外構その他工事

- ・体育倉庫、鉄棒、砂場を撤去する。
- ・その他仮設校舎設置に伴う外構工作物(防球ネット、遊具等)の取外し、再取付樹木の伐採、伐根、剪定を行う。
- ・仮設校舎時の外構は透水性アスファルト舗装とする。
- ・仮設校舎の設置に支障となる給排水管(グラウンド散水管共)は撤去・切回しとする。(復旧は不要とする。)
- ・各階案内板を昇降口、職員、来校者用玄関及び各階階段に設置すること。

12 解体工事

- ・仮設校舎建設前の原状に復旧すること。(範囲仕様は発注者と協議の上)

13 リース備品の設置、既存校舎からの家具備品の移設

- ・別紙設備諸元表及び備品リストを参考に実施設計段階で実地調査を行い、既存校舎から移設する備品、リースで対応する備品について横浜市教育委員会、学校と十分に精査すること。精査の結果、不足する備品はリース対応とすること。
- ・設備機器に必要な電気・給排水・ガス・接続工事は本件に含むこと。
- ・リース備品・既存校舎からの移設備品の配置場所については各関係者と協議を行い決定すること。また、既存校舎からの移設備品設置のため床、壁、天井内補強等を本工事に含むこと。
- ・収納家具は原則鍵付きとすること。
- ・原則、既存校舎からの移設備品は仮設校舎解体時に撤去処分とすること。また、処分備品については仮設校舎解体前に各関係者と最終確認を行うこと。

14 キッズクラブの整備

- ・普通教室と同等の照明及びエアコンを設置する。照明は、蛍光灯の場合はガード付とする。
- ・外部に面して掃き出し窓を設置し、掃き出し窓部分には庇を設ける。
- ・外部に面したサッシには網戸を設置する。
- ・モニター付きインターホン及び電気錠操作盤を学校用とは別に設け(子機で可)、キッズクラブにて門扉からの呼び出しに応答及び門扉の開錠を可能とする。
- ・市及び学校関係者と協議のうえ、キッズクラブと学校の間(屋内廊下及び階段)は管理用のゲートまたはシャッター等の施錠可能な管理用区画を設ける。
- ・キッズクラブ利用者用の下足入れを用意し、市と協議によって決定した場所に固定すること。
- ・コンセントの配置は、既存校舎キッズクラブにおける配置をできるだけ踏襲すること。なお設置する10カ所のうち2箇所は空調機用とする。
- ・給湯方式は電気貯湯式 10Lとし、沸き上がり温度 60 度、出湯温度 40 度とする。

15 安全対策

- ・工事中は安全面における責任者を常駐させ、災害危険防止に対し十分な対策を考慮すること。
- ・工事中は交通整理員を配置し、児童・教職員・近隣住民等の通行の安全を十分確保すること。
- ・仮設計画については安全に留意した仮設計画とする。
- ・仮囲いは H3.0m の万能鋼板とすること。また、南側には車両ゲートとしてアルミ製門扉を設置すること。
- ・仮囲い、車両ゲートは各関係者、校舎建替え工事業者と協議を行うこと。
- ・工事車両の誘導及び歩行者、児童の安全に努めると共に、外周道路を汚さないよう工事敷地内に鉄板等を敷設すること。
- ・本建物建設中は緊急連絡体制を確立し常時連絡可能にしておくこと。

16 既存 施設

- ・既存プール 及び 体育館 への インフラ 整備（電気 設備、自火報 設備、給排水 設備）を行うこと。

17 法令順守

- ・関係法令、指導通達及び計画通知等における指導を遵守すること。
- ・本建物は建築基準法 85 条 5 項の仮設建築物であり、外壁は不燃とすること。
- ・その他、法令に関する部分で施工図と計画通知図が異なる場合は、計画通知図を優先とすること。

18 その他条件

(1)建具

- ・2、3 階の各室の外部建具には、室内側の FL+1,100 以上の高さに転落防止手摺又は建具の開口制限を設け、転落防止策を講じること。
- ・各教室の廊下側に欄間を設け、通風、換気及び採光に配慮すること。
- ・音楽室及び多目的室(集会・発表)は、間仕切壁等に防音シート、扉に開き戸の防音ドア等の防音、遮音措置を施し、外部サッシは防音二重サッシとすること。
- ・新校舎建設、解体工事の工事中の騒音対策として、工事現場に面する諸室の外部サッシは防音二重サッシとする。
- ・出入口の扉は、全て管理用の鍵付きとすること。鍵の区分としては各関係者と協議の上、決定すること。また、必要箇所については電気錠とすること。
- ・備品リストに伴いカーテン、暗幕の設置を行うこと。
- ・手洗所は型板ガラスとすること。
- ・網戸を給食室及びキッズ教室の必要ヶ所に設置すること。
- ・扉のレールは段差解消措置を設けること。
- ・児童用手洗所の出入口には扉を設けないこととし、廊下から手洗所内は見えないよう配慮すること。

(2)安全配慮

- ・壁、水平ブレースについては、大臣認定ブレースとする。
- ・構造物、リース備品等は出隅部を面取りした形状とし、止むを得ず角状となる場合はコーナーガード部材等を設置すること。
- ・仮設校舎 2、3 階に避難器具を設置する。詳細については事前に消防署と協議を行い、適切に対応すること。
- ・各諸室の外部建具（窓）には、落下防止のため外れ留めを 2 か所以上設置すること。
- ・内部引戸については、指詰め防止策を講じること。
- ・外部建具には戸当りや、指挟み防止等の安全対策を講じること。
- ・廊下とトイレ等の床は防滑性の材質とすること。
- ・全ての家具（移設備品）に転倒防止を設置し、重量物を設置する場合には、床補強すること。なお、家具等の固定は引越作業時に行うこと。

(3)給食室

- ・給食室のすべての仕様は、横浜市立小・中学校標準図給食室（ドライシステム）標準図（令和元年度改訂版）に順ずること。
- ・厨房機器は既存の施設から移設する予定であるが、壊れている物、移設不可能なものは協議とする。
- ・排水管、オイルトラップは耐熱温度を 90℃以上確保すること。（VP 管不可）
- ・棚などの木の仕上げは虫発生、ささくれ発生等完全に防止できる仕様とすること。
場所に依じてステンレス張り、塩ビシート、ダイノックなど適宜使用とする。
- ・配膳カウンターの建具は引き違いではなく、全面が開閉できる構造とする。
- ・休憩室、調理室・洗浄室（室温 25℃以下、湿度 80%以下に努める）は、エアコン設置とする。油垂れに注意すること。
- ・厨房はスポット空調ではなく、吊り下げ式か埋め込み式の空調を設置。
- ・グレーチングを設ける場合は、各種荷台、移動水槽の車が溝に落ちないように考慮すること。
- ・開き戸棚は耐震ラッチ付きとする。
- ・調理室の天井高は、標準図に近い高さとする。
（フードに給食用調理用しゃもじ、へらの柄があたらない高さを確保する。）
- ・爪ブラシ、自動噴霧消毒液等、石鹸等手洗い関係は、学校側と事前に協議し設置すること。
- ・運用開始後の異物混入を避けるため、引渡し前に念入りに清掃すること。

(4)その他諸室

- ・備品は既存校舎から原則移動とし、移動できないものはリースで対応とする。
- ・金庫、グランドピアノは床補強を行う。
- ・理科室、家庭科の実験机、調理機のガス配管等床接続部分の切断、および引越し移設後の接合を行うこと。
- ・階段手摺端部は、保護カバーを付けること。
- ・防犯カメラ、インターホン、電気錠の移設を行うこと。
（キッズクラブ・給食室のインターホン、電気錠も含む）
- ・水道管、ガス、電気の引込位置が既存から変わる場合は、その位置を明記すること。敷地 1 水道、1 電気を原則とする。体育館は建替えしないため体育館への電源供給は仮設校舎変電室から行う。
- ・ガスは原則都市ガスとし、引込みが難しい場合は協議とする。
- ・仮設校舎工事中の機械警備会社の空配管工事に伴い、機械化警備業者と調整を行うこと。
- ・既存体育館から仮設校舎までは、渡り廊下（屋根付き）で接続を行うこと。
- ・普通教室、個別支援教室、図書室、特別教室、多目的教室、保健室の外壁の窓は 2 重サッシとする。
- ・1 階の床については、ネズミや害虫が侵入しない構造とすること。

(5)その他

- ・仮設校舎建設のための仮囲いについては、市担当者と協議の上位置等を決定すること。
また、工事進捗に応じて、盛替えること。
- ・建物出入口（玄関、給食室出入口等）には庇を設けること。
- ・内部階段室は可能であれば倉庫とし、倉庫内には照明を設けること。
- ・階段や踊り場には両側に手摺を設けること。（福祉のまちづくり条例による）
- ・本仕様書に疑義が生じた場合、賃貸人は賃借人と協議上決定する。

建物概要

共通	基礎	鉄筋コンクリート造
	軸部	軽量鉄骨
	床	床下には防湿ポリエチレンフィルム(t=0.15 以上)を貼ること
	間仕切り壁(仕上表参照)	軽鉄軸組 石膏ボード(t=9.5、12.5)等 壁仕上を施工すること
	天井(仕上表参照)	軽鉄野縁(不燃)化粧石膏ボード t=9.5 等 天井裏 グラスウール t=50 以上(F☆☆☆☆) (24kg/m ³ 以上)
特記事項	本建築物は「準耐火建築物」とする。	
	建築基準法第28条の2の建築材料及び換気設備は政令で定める技術的基準に適合するものとする。	
	本契約内で使用する材料は原則F☆☆☆☆とする。	
	生徒の手の届く範囲(H1500 までの範囲)の鋭角部はゴムカバー等で保護する。	

外部仕上

共通	屋根	二重折板断熱工法(働き幅 450) 上弦材:ガルバリウム鋼板(カラー)t=0.6 H=131 断熱材:グラスウール(10kg/m ³ t=100) 下弦材:ガルバリウム鋼板(素地)t=0.6 H=131
	外壁	サンドイッチパネル 外側:カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 内部:硬質ポリウレタンフォーム 内側:カラーガルバリウム鋼板 t=0.35
	板金	基礎水切 カラー鉄板 t=0.35 以上
	樋	軒樋 塩ビ製 120 角 縦樋 塩ビ製 60φ(VU) 養生管
	塗装	鉄骨錆止め(JIS 5621 1種)、下地見え掛り部 FE 塗
	庇	ガルバリウム鋼板 t=0.5 以上
	軒裏	折板表し
	鋼製外部階段	有効巾 1200 以上 蹴上げ 160 以下 踏み面 260 以上 両側手摺 H=1,150
	出入口階段スロープ	コンクリート製

内部仕上表

※天井高さの下限値は「横浜市小・中学校標準図（校舎 95 型 12 改 平成 29 年改訂版）」による。

室名	天井高	床・下地	巾木	壁・下地	廻縁	天井・下地
教室 特別教室	h=2700 ～ 3000	長尺塩ビシート t=2 ラワン合板 t=4	ソフト巾木 h=60	軽鉄下地 化粧石膏ボード [°] t=12.5	塩ビ	軽鉄下地 強化石膏ボード [°] t=12.5 EP 化粧石膏ボード [°] t=9.5(3F)
廊下	h=2500 ～ 3000	長尺塩ビシート t=2 ラワン合板 t=4	ソフト巾木 h=60	軽鉄下地 化粧石膏ボード [°] t=12.5	塩ビ	軽鉄下地 強化石膏ボード [°] t=12.5 EP 化粧石膏ボード [°] t=9.5(3F)
男子・女子 トイレ	h=2400 ～ 3000	長尺塩ビシート t=2 ラワン合板 t=4	ソフト巾木 h=60	軽鉄下地 ケイ酸カルシウム板 t=8 EP 塗装	塩ビ	軽鉄下地 強化石膏ボード [°] t=12.5 EP 化粧石膏ボード [°] t=9.5(3F)
昇降口	h=2590 ～ 3000	土間コンクリート 金鍍仕上げ	モルタル 巾木 h=60	軽鉄下地 化粧石膏ボード [°] t=12.5	塩ビ	軽鉄下地 強化石膏ボード [°] t=12.5 EP 化粧石膏ボード [°] t=9.5(3F)

室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書

1 建築材料等の使用制限の原則

建築材料等の使用制限の原則は、以下のとおりとする。ただし、該当する材料がない等の事由により、本原則によりがたい場合の措置は協議による。

(1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブスチレンを発散する材料については、F☆☆☆☆とする。やむを得ず、F☆☆☆又はその同等品（旧JAS 又は旧JIS におけるFco、Eco を含む。）とする場合は、あらかじめ市担当者の承諾を得ること。

対策をとる建築材料等

- ・ 合板・木質系フローリング・構造用パネル・集成材・単板積層材・MDF
- ・ パーティクルボード・その他の木質建材
- ・ 家具・書架・その他の什器等(合板類、接着剤及び塗料を使用する場合)
- ・ ユリア樹脂板
- ・ 壁紙
- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 保温材・緩衝材・断熱材
- ・ 塗料
- ・ 仕上塗材

(2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤についてはトルエン等の含有量が少ない規格品とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 塗料
- ・ 溶剤

(3) クロロピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有しない非有機リン系の防腐・防蟻剤とし、加圧式防腐、防蟻処理等は工場で行い、十分に乾燥した後に現場に搬入する。

対策をとる建築材料等

- ・ 木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤

(4) フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない、難揮発性の可塑剤を使用している接着剤とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙用接着剤（規格品とする）
- ・ 木工用接着剤

2 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

3 測定 次により、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、市担当者に報告する。

・ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド

※ D N P H誘導体固層吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

・ 検知管法

・ 定電位電解法

・トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

※ 固層吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・ 固層吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・ 容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・測定対象室及び個所数

室名	箇所数	回数／時期
各教室	4カ所	各1回／引渡前

・空気資料の採取方法等

空気資料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用困難な部分については、市担当者と協議による。なお、簡易な測定方法による場合は、採取した測定機器の特性等を考慮して、市担当者と協議の上、計画書に定める。

4 測定後の措置等

測定の結果、厚生労働省の指針値を上回った場合の措置は、市担当者の指示による。

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08 ppm (100 μg/l)
アセトアルデヒド	0.03 ppm (48 μg/l)
トルエン	0.07 ppm (260 μg/l)
キシレン	0.05 ppm (200 μg/l)
エチルベンゼン	0.88 ppm (3,800 μg/l)
スチレン	0.05 ppm (220 μg/l)
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm (240 μg/l)

教育委員会事務局 菊名小学校仮設校舎賃貸借特記仕様書（工事監理）

（※の項目については■の項目のみを適用します。）

1 賃貸借概要	
(1) 賃貸借名	菊名小学校仮設校舎賃貸借
(2) 履行場所	港北 区 菊名五丁目18-1
(3) 履行期限	令和 10年 8月 31日 まで（賃貸借期間） 解体工事完了期限 令和10年12月28日
2 監理の対象となる工事概要	
(1) 工事名称	菊名小学校仮設校舎賃貸借に伴う仮設校舎完成までの工事
(2) 工事場所	港北区菊名五丁目18-1
(3) 工期	仮設校舎設置工事着手から（令和5年12月予定） 仮設校舎完成まで（令和6年8月16日）
(4) 工事概要	仮設校舎（渡り廊下含む） 延床面積 約6,000㎡ 構造 軽量鉄骨造（予定） 階数 3階建て
3 管理技術者等の資格要件	業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。
(1) 管理技術者※	<input type="checkbox"/> 建築設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士を有する。（ <input type="checkbox"/> 免許取得後5年以上の経験を有する。）
(2) 意匠担当技術者※	<input type="checkbox"/> 意匠設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士を有する。（ <input type="checkbox"/> 免許取得後5年以上の経験を有する。）
(3) 構造担当技術者※	<input checked="" type="checkbox"/> 構造設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。 <input type="checkbox"/> 一級建築士を有する。（
(4) 電気担当技術者※	<input checked="" type="checkbox"/> 電気設備設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。 <input type="checkbox"/> 建築設備士を有する。
(5) 機械担当技術者※	<input checked="" type="checkbox"/> 機械設備設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。 <input type="checkbox"/> 建築設備士を有する。
4 適用と業務内容	別紙業務仕様第1、第2による
5 適用基準等	別紙業務仕様第3の1による
6 提出書類・成果物	別紙業務仕様第3、第4による
7 関連工事について※	監理に調整を要する別途工事 <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
8 成果物提出場所	教育委員会事務局施設部 <input checked="" type="checkbox"/> 教育施設課 <input type="checkbox"/>
9 重要事項説明	<input checked="" type="checkbox"/> 重要事項の説明を必要とします。
10 電子納品	<input type="checkbox"/> 電子納品の対象業務とします。

特記仕様書に記載されていない事項は、横浜市「建築工事監理委託業務共通仕様書」による。

第1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で■印の付いたものを適用する。

第2 業務の内容

1 一般業務

一般業務は共通仕様書「第2 工事監理業務の内容」に規定した項目のほか、以下の特記による。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

(1) 工事監理に関する業務

ア 設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務

■ 設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務

イ 施工図等を設計図書に照らして検討する業務

■ 施工図等を設計図書に照らして検討する業務

ウ 工事の確認及び報告

各施工段階における検査については、以下の確認方法とする。ただし材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。困難な場合は、工場検査若しくは書類検査による確認とする。

■ 試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認

■ 請負者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認

■ 管理技術者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、監督員に報告しなければならない

工事施工後、外部から検査することができない箇所は、請負者に写真を撮らせて保存しなければならない

破壊検査を行う必要がある場合には、原則として監督員と協議しなければならない

エ 工事監理業務完了手続き

■ 監理報告書等の提出

■ その他監督員が指示する書類

■ 引継事務

(2) 工事の契約及び指導監督に関する業務

ア 施工計画を確認又は検討する業務

■ 施工計画の確認

イ 検査、立ち会い等について

管理技術者は、請負者から中間出来高請求があった場合は、中間出来高内訳書等を提出させて調査し、監督員に報告しなければならない

■ 管理技術者は、請負者から工事完了の報告を受けたときは下検査を行い、工事の完了を確認した後、監督員に報告し、市の検査に立会わなければならない

■ 検査によって手直し工事等の指示が生じた場合は、管理技術者は直ちに手直し指示書に指示事項を列記し、監督員に提出しなければならない

■ 管理技術者は、請負者から手直し工事完了の報告を受けたときは、手直し工事の完了を確認し、市の検査に立ち会わなければならない

管理技術者は、工事完了後においても、監査、会計検査、かし検査等について立ち会い、また必要に応じて業務に関わる資料を作成し、説明を行うものとする

2 追加業務

■ ・関連工事の調整に関する業務

■ ・工事関係者連絡調整会議の開催

定期的に工事関係者の連絡調整会議（定例打合せ）を行う

■ 週（ 1 ）回 開催曜日（ 別途指示による ）

■ ・施工計画等の特別の検討及び助言に関する業務

・完成図等の確認

・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

■ ・設計変更業務（設計変更については、あらかじめ担当監督員と協議するものとする）

■ 変更内容の検討・確認業務

■ ・工事月報を確認する業務

第3 業務の実施					
1 適用基準等 特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または監修したものとする。					
●=適用 △=参考			国・官庁営繕部=国土交通省大臣官房官庁営繕部 市・公共建築部=横浜市建築局公共建築部		
分類	指針・基準等または刊行物の名称	作成または監修	ホームページ	刊行物○ は解説付	貸与
設計方針等	● 公共建築物の設計方針について(通知)	市・公共建築部			○
	・ 公共建築物構造設計の用途係数基準	市・公共建築部			○
	● 横浜市建築構造設計指針	市・建築局建築指導課	○	◎	
	● 建築構造設計基準及び同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 建築鉄骨設計基準及び同解説	国・官庁営繕部		◎	
	● 建築設備計画基準	国・官庁営繕部	○	○	
	● 建築設備設計基準	国・官庁営繕部	○	○	
耐震改修指針等	● 横浜市公共建築物総合耐震性能判定指標	市・公共建築部			○
	△ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説	国交省住宅局		◎	
	△ 既存鉄骨造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説	国交省住宅局		◎	
	△ 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説	国交省住宅局		◎	
仕様書等	・ 敷地調査共通仕様書	国・官庁営繕部		○	
	● 公共建築工事標準仕様書(建築、電気設備、機械設備各工事編)	国・官庁営繕部	○	○	
	● 【建築、電気設備、機械設備】工事監理指針	国・官庁営繕部		○	
	・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築、電気設備、機械設備各工事編)	国・官庁営繕部	○	○	
	・ 建築改修工事監理指針	国・官庁営繕部		○	
	● 横浜市【建築、電気設備、機械設備】工事特則仕様書	市・公共建築部	○		
	● 横浜市建築工事特記仕様書	市・公共建築部			○
	● 横浜市建築改修工事特記仕様書	市・公共建築部			○
	● 電気設備工事施工マニュアル	市・公共建築部			(社)横浜市電設協会頒布
	● 機械設備工事施工マニュアル	市・公共建築部			(社)県空調衛生工業会頒布
	・ 木造建築工事標準仕様書	国・官庁営繕部	○	○	
	・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
積算関係基準	● 横浜市【建築、電気設備、機械設備】工事積算要領	市・公共建築部	○		
	● 横浜市建築工事積算マニュアル	市・公共建築部	○		
	● 公共建築工事積算基準の解説[建築、設備各工事編]	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築工事標準単価積算基準	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築数量積算基準・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築設備数量積算基準・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築工事内訳書標準書式(建築、設備各工事編)・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築工事共通費積算基準	国・官庁営繕部	○		
標準図	● 建築工事標準詳細図	国・官庁営繕部		○	
	● 公共建築設備工事標準図(電気、機械各設備工事編)	国・官庁営繕部	○	○	
電子納品	△ 建築設計業務等電子納品要領	国・官庁営繕部	○		
	△ 建築CAD図面作成要領(案)	国・官庁営繕部	○		
	△ 電子納品運用ガイドライン[建築・建築設備編]	市・財政局公共施設・事業調整課	○		
	△ 設計業務等の電子納品要領[建築・建築設備編]	市・財政局公共施設・事業調整課	○		
	△ CAD製図基準(案)[建築・建築設備編]	市・財政局公共施設・事業調整課	○		
	△ 電子納品運用手順書(案)[建築営繕編]	市・財政局公共施設・事業調整課	○		
施設別指針・参考基準等	・ 横浜市小・中学校施設計画指針	横浜市教育委員会	○		
	・ 横浜市小・中学校施設整備水準	横浜市教育委員会			○
	・ 横浜市小・中学校施設の基本計画・基本設計報告書の作り方	市・公共建築部			○
	・ 横浜市学校建設手引(計画・設計編)	市・公共建築部			○
	● 横浜市立小・中学校標準図	市・公共建築部			○
	● 横浜市立小・中学校標準図 給食室(ドライシステム)10改	市・公共建築部			○
	・ 小・中学校トイレ改修工事積算マニュアル	市・公共建築部			○
	・ エレベーター棟標準図				

2 提出書類

- 工程表（契約締結後5日以内（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54条）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。））
- 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録
-
-

3 工事監理業務計画書

工事監理業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

(1) 一般事項について

- 業務方針
- 工事監理業務計画書の適用範囲
- 工事監理業務計画書の適用法令
- 工事監理業務計画書の適用基準類
-
-

(2) 工事概要について

- 工事名称
- 工事場所
- 工期
- 設計者
- 工事発注者名
- 監督員名
- 管理技術者名
- 請負者名
- 建物規模（構造・階数）
- 工事内容（概要）
-
-

(3) 監理要領について

- 監理委託業務内容
- 工事連絡指示の経路
- 工事関係者連絡調整会議（定例打合せ）の開催日時、場所、出席者、形態
- 着工、施工、完了時の要点
-
-

(4) 書類作成、提出について

- 書類作成、提出要領
- 施工計画書・施工図・製作図の作成及び提出に関する要領
- 設計変更について（指示書作成要領、変更設計図書作成要領）
- 監理月報、工事月報の作成要領
-
-

(5) 施工中における各検査項目について

- 立ち会い検査項目（完了時の自主検査を含む）
- 製品及び材料検査項目
-
-

(6) その他

- 監理事務所の什器、備品、書籍等について
- 工事監理業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法
業務の目的、本計画書の適用範囲・適法法令・適用基準類、並びに本計画書に内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、その内容を記載する
-
-

4 打合せ及び記録

(1) 監督員と受託者との打合せ

- 業務着手時（契約締結後5日以内（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。））
- 工事監理業務計画書に定める時期
- 監督員又は管理技術者が必要と決めた時期
- その他（)

(2) 施工状況についての把握

- 受託者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない

5 資料の貸与及び返却

貸与資料については別紙業務仕様第3の1以外のものは以下のものとする。

- () () ()
 () () ()

6 関係官公庁への手続き等

- 官公庁等の検査に必要な書類等の作成及び提出
 建築基準法上の中間検査の立会い () 回
 建築基準法上の完了検査の立会い
 福祉のまちづくり条例に伴う完了手続き
 緑の環境をつくり育てる条例に伴う完了手続き
 消防法及び火災予防条例に伴う完了手続き

7 監理業務報告

(1) 工事監理の各段階における書類作成

- 業務処理総括表（監理業務の主要実施事項の記入）
 打合せ記録・工事監理報告（工事の進捗状況、打合せ事項、変更又は要検討事項等の記入）
 週間工程表（2週間分の記入）
 工事週誌（工事種別面数、入荷材料の品目、施工の概要等の記入）
 日報（日々の業務内容について、簡潔に記載）

(2) 監理月報の作成

上記（1）について、下記の時期ごとに取りまとめて監理報告書を作成し、提出する。

- 毎月 5日提出

(3) 工事月報の確認

工事請負者作成の工事月報の内容を確認し、提出する。

- 毎月 5日提出

8 検査

(1) 契約履行完了届出書提出時に必要な資料等

-

(2) 検査に必要な資料等

-

第4 成果物の提出

- 監理月報
 工事監理報告書（土法第20条第3項）

菊名小学校仮設校舎賃貸借 支出割合

(消費税及び地方消費税相当額を含む)

年度月	支出割合(%)	支払金額(円)		
5年度	25.00			
契約締結～3月(設計・工事)	25.00			
6年度	15.00			
4月(工事)	5.00			
5月(工事)				
6月(工事)				
7月(工事)				
8月(工事・賃貸借)	5.00			
9月(賃貸借)				
10月(賃貸借)				
11月(賃貸借)				
12月(賃貸借)	5.00			
1月(賃貸借)				
2月(賃貸借)				
3月(賃貸借)				
7年度	15.00			
4月(賃貸借)	5.00			
5月(賃貸借)				
6月(賃貸借)				
7月(賃貸借)				
8月(賃貸借)	5.00			
9月(賃貸借)				
10月(賃貸借)				
11月(賃貸借)				
12月(賃貸借)	5.00			
1月(賃貸借)				
2月(賃貸借)				
3月(賃貸借)				
8年度	15.00			
4月(賃貸借)	5.00			
5月(賃貸借)				
6月(賃貸借)				
7月(賃貸借)				
8月(賃貸借)	5.00			
9月(賃貸借)				
10月(賃貸借)				
11月(賃貸借)				
12月(賃貸借)	5.00			
1月(賃貸借)				
2月(賃貸借)				
3月(賃貸借)				
9年度	15.00			
4月(賃貸借)	5.00			
5月(賃貸借)				
6月(賃貸借)				
7月(賃貸借)				
8月(賃貸借)	5.00			
9月(賃貸借)				
10月(賃貸借)				
11月(賃貸借)				
12月(賃貸借)	5.00			
1月(賃貸借)				
2月(賃貸借)				
3月(賃貸借)				
10年度	15.00			
4月(賃貸借)	5.00			
5月(賃貸借)				
6月(賃貸借)				
7月(賃貸借)				
8月(賃貸借終了)	5.00			
9月(解体工事)				
10月(解体工事)				
11月(解体工事)				
12月(解体終了)	5.00			
合計			100.00	

現 場 説 明 書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

- 1 件 名 菊名小学校仮設校舎賃貸借
- 2 履 行 場 所 港北区菊名五丁目18番1号
- 3 賃貸借概要 設計書、仕様書、図面のとおり
- 4 配布図書 (1) 設 計 書
(2) 図 面
(3) 菊名小学校仮設校舎賃貸借仕様書
(4) 菊名小学校仮設校舎賃貸借特記仕様書
(5) 菊名小学校仮設校舎賃貸借特記仕様書（工事監理）
(6) 現場説明書
※横浜市小・中学校標準図（給食室・G備品）が必要な場合は貸し出します。
- 5 設 置 工 期 契約締結後 令和6年8月16日まで
- 6 賃貸借期間 令和6年8月17日から令和10年8月31日 まで
- 7 解体工事完了期限 令和10年12月28日
- 8 履行上の特別条件
 - (1) 支払いについて
別紙賃貸料の支払い割合のとおり。
 - (2) 設置、解体上の安全について
安全については特に注意し、その対策を完全に行う。
関連詳細については、9の各項目に留意すること。
 - (3) 各種下請け業者（専門業者）について
市内業者の優先使用について配慮すること。
- 9 現場状況及び関連事項
 - (1) 工事の施工にあたって、設計書等に記載してある事項以外で特に必要な事項については、横浜市建築局建築工事特則仕様書、公共建築工事標準仕様書「建築工事編」「電気設備工事編」「機械設備工事編」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び建築基準法、建築事業関係法令、安全衛生公害関係法令、その他関係法令に準拠する。
 - (2) 工事着手にあたり、搬入路・近隣道路・擁壁・周辺及び当該敷地内の構造物、埋設物等を十分調査のうえ、その状況を本市職員に報告するとともに、問題のある場合はそれらの保護または適切な措置をする。

- (3) 工事に伴って発生が予想される騒音・振動等については、特に配慮し、学校と事前に調整する。
- (4) 仮設計画及び工程については、本市職員と十分打合せを行い、工事の安全と工程を遵守し作業を進める。
- (5) 工事中、道路など既設物に損傷を与えた場合は、直ちに応急処置を講ずるとともに、本市職員に報告し、工事完了までに賃貸人の負担で原状回復する。
- (6) 仮設搬入路の確保に際し、支障となる遊具等の移設及び撤去は本契約に含む。
- (7) 登下校時間は、資材搬出入を行わない。
- (8) クレーン作業時には必ず誘導員を立てるとともに、他作業時にも作業箇所周囲は、児童生徒の立ち入りを遮断するよう安全対策を講じる。
- (9) 工事現場内は、常に整理整頓し、災害事故等の予防対策には万全を期すること。
- (10) 飲食・更衣・トイレ等については場所を指定するとともに、消火用水等を常備する。敷地内は禁煙とする。
- (11) 発生材（産業廃棄物）の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適正に処理し、マニフェストの提出を行う。
- (12) 工事に用いる仮設電気・水道は、学校の了解を得たうえで使用すること。なお、学校敷地以外で新たに引き込む場合は、その手続きを含め実施すること。
- (13) 工事写真は、営繕工事写真撮影要領を参照し、工程段階毎に入念に撮ること。特に、隠れた部分の写真がない場合、破壊検査・復旧を命ずることがある。その費用は賃貸人の負担で行う。
- (14) 工事の施工に際し、関係者と十分な連絡をとり、また関係官庁への届け出を必要とする場合には遅滞なくこれを行う。ただし費用は賃貸人の負担とする。
- (15) 別添の方法により揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、賃借人に報告すること。
なお、測定結果が指針値を超える場合には、原因の究明に努めること。
- (16) その他、不明な点は事前に本市職員に連絡し、指示を受けること。